

## Chain Up KYOTO 会員規約（1.00 版）

### 第1条（名称）

本WGは、「Chain Up KYOTO」と称する。

### 第2条（目的）

本WGは、参加者各々が保有する知見の情報交換等による相互協力のスタンスを基本とし、Web3.0 関連技術等（ブロックチェーン・メタバース・XR・AI・IoT等）を活用した社会課題解決型のビジネスモデルの創出・スマートシティの推進を通じて、参加者各々の知見向上・新事業創出・課題解決を目指すものとする。

### 第3条（活動内容）

本WGは、前条の目的を達成するため必要な、以下に例示する活動を行う。

- ・ 参加者のニーズに合わせた勉強会、セミナーの開催
- ・ 特定の課題・テーマに沿った個別プロジェクトの形成・推進
- ・ 個別プロジェクトや事例の報告会
- ・ WGに関する広報活動
- ・ その他参加者間で協議のうえ合意した、目的達成のために必要な活動

### 第4条（事務局）

WGの事務局は京都府が担い、事務局長は京都府総合政策環境部デジタル政策推進課長をもって充てる。

### 第5条（参加者条件）

本WGは、第2条の目的に賛同の上、積極的に活動する意欲のある京都ビッグデータ活用プラットフォーム会員の法人・個人・団体及び地方公共団体等をもって構成する。

### 第6条（協力関係）

参加者がWGに関する活動を進めるにあたり、本WG参加者以外の法人・個人・団体及び地方公共団体等（以下「協力者」という。）との協力が必要な場合は、当該活動に関連する参加者間での合意を経た上で、協力者と協力関係を締結するものとする。なお、協力関係の締結については事務局に報告すること。

### 第7条（脱退）

参加者は、脱退を希望する場合には、事務局にその旨届出るものとする。

- 2 事務局は、前項の届出があった場合には、全WG参加者に周知するものとする。

### 第8条（活動期間）

本WGの活動期間は、令和6年6月26日から令和7年3月31日までとし、期間を更新する場合は本規約を更新する。

### 第9条（情報の取扱い）

参加者は、WG活動において知り得た情報（以下「特定情報」という。）について、原則として外部に開示、提供または漏洩してはならない。ただし、第3条の活動に必要な場合は、事務局を通じて必要な参加者の承認を得た上で、開示等を行うものとする。

- 2 以下に該当する情報は、特定情報にあたらぬものとする。

- 開示の時点ですでに被開示者が保有していた情報
- 特定情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- 開示の時点で公知の情報

#### 第10条（その他）

この規約に定めるもののほか、WG活動に関して必要な事項は事務局を交えた協議を行い、別途定める。

■改版履歴

版数	改版内容	改版日	改版者	承認者
1.00	初版作成	(仮) 2024/7/3	島津	西村